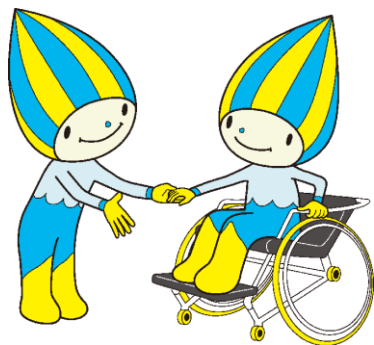


共通編

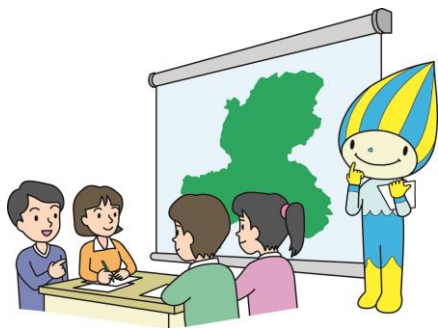
資料①

指定障害福祉サービス事業所等 運営に係る注意点等について (全事業者向け)



令和7年3月28日
岐阜県健康福祉部障害福祉課
事業所指導係

①指導及び監査について



はじめに

- ▶ 指定障害福祉サービス等の事業の運営については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」又は「児童福祉法」以下、省令、告示、岐阜県条例の定めのほか、厚生労働省からの各種通知において求められた基準を満たす必要があります。
- ▶ 基準を満たさない運営がされた場合は県から指導を行い、その指導に従わない場合は、指定の取消を行うことがあります。
（取消の場合は法人名・事業所名・代表者名・管理者名等を公表します。）

指導及び監査の実施方法

(1) 集団指導

指定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。（年1回の全事業所のほか、分野別に複数回、開設3ヶ月以内の新規事業所向け集団指導を開催予定）

(2) 運営指導

事業所・施設において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。（障害児入所施設は原則毎年、その他施設・事業所は概ね3年に1回）

(3) 監査

指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に実施します。

※監査については、事前通告なく（当日に通知）、立入検査を実施するなど、より実効性のある方法で行います。違反が認められた場合は、「指定取消」等の行政上の措置を機動的に行います。

指定取消・効力停止の主な事例（１）

■他都道府県における主な事例

(1)障害者の人格尊重義務違反(2号)

- ・従業員による虐待等。

【具体的事例】

職員が利用者に対して、日常的に侮辱的発言を行った（心理的虐待）

職員が利用者に対して、叩く、つねる、部屋に閉じ込める行為を行った（身体的虐待）

(2)人員基準違反(3号)

- ・管理者及びサービス管理責任者の未配置。

(3)運営基準違反(4号)

- ・個別支援計画等に基づかないサービス提供。

(4)不正請求(5号)

- ・サービスを提供をしていない日について、虚偽のサービス提供記録及びサービス提供実績記録表を作成して報酬を不正に請求。

【具体的事例】

利用実績がない日について虚偽の支援記録を作成し、サービス提供を行ったものとして報酬の請求を行った。

サービス管理責任等が不在であるにも関わらず、必要な減算を行わなかった。

指定取消・効力停止の主な事例（２）

（５）虚偽報告（６号）

- ・監査における虚偽書類の提出（虚偽答弁）。

（６）監査の妨害・忌避（７号）

- ・監査における障害福祉サービス事業者の代表者の出頭拒否。
- ・事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。

（７）不正の手段による指定申請（８号）

- ・虚偽の人員配置による指定申請書類の提出。

【具体的事例】

児童発達支援管理責任者の配置が必要であることを認識していたが、実際に配置できる見込みがない人員を児童発達支援責任者として配置するとして、人員基準を満たす旨の指定申請を行い不正の手段の指定を受けた。

生活支援員、職業指導員の配置が必要であることを認識していたが、実際には雇用することなく、人員基準を満たす旨の虚偽の指定申請を行い不正の手段の指定を受けた。

※不正請求、不正の手段による指定申請、人員基準等の違反は実地指導や給付額確認の際、必ず判明します。事業所の運営にあたっては、設備・人員・運営に関する基準を遵守のうえ、適正な運営を心掛けてください。

②障害福祉サービス等情報公表制度について



障害福祉サービス等情報公表制度について

【趣旨・目的】

この制度は、障害福祉サービス等の利用者やその家族が、公表された情報をもとに障害福祉サービス等事業者やサービス内容を比較検討し、希望にあったものを適切に選択できるよう支援すること、また、障害福祉サービス等事業者がこの制度への取組みを通じて、提供するサービスの質を向上していくことを目的としています。

【報告・公表方法】

- ①独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを利用し、**直接公表システムに入力することにより、県へ報告**することとなります。
- ②内容に不足等がなければ、承認→公表となります。不備等があれば、差し戻しますので修正後再度申請してください。
- ③報告の基準日は、4月1日、**報告の開始日は、5月1日**です。
- ④**報告の期限は、7月31日**です。なお、**新規に指定を受けた場合は指定を受けた日から2か月以内**となります。

- ・利用者保護等の観点から、事業者等から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために調査を行う場合があります。
- ・報告をしないとき、虚偽の報告をしたとき等は、是正命令や指定の取消し等の行政上の措置が規定されています。

令和6年4月1日から、障害福祉サービス等情報公表システム上で未報告となっている場合、事業所に減算が適用されますので、必ず報告いただくようお願いします。

【入力手順】

①障害福祉サービス等情報公表システムを開き、「ログイン画面」をクリックします。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

②法人のログインID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

※ログインIDは原則法人で一つです。

※パスワード忘れた場合は、「パスワードをお忘れの場合はこちら」をクリックすると、登録しているメールアドレスに仮パスワードが届きます。

※ログインIDを忘れた場合、メールアドレスを変更する場合は、県障害福祉課までお電話ください。

(WAMNETトップ画面からはこちらログイン)

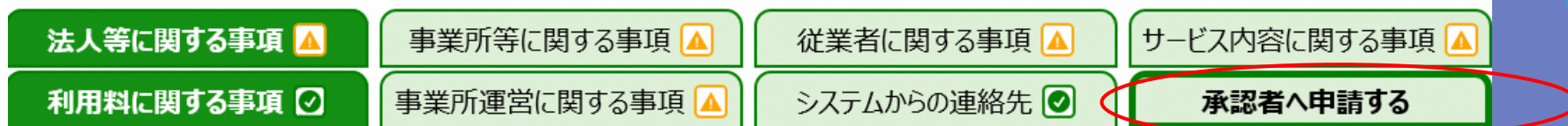


③「事業所情報の照会・登録を行う」から、事業所情報を入力してください。



④7つのカテゴリ全て入力した後、「承認者へ申請する」から、承認申請を行います。
必須項目以外も入力が必要ですので、入力漏れがないか確認してください。

カテゴリ



⑤障害福祉サービス等情報検索にて公表されます。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

③災害時情報共有システムの運用について



「災害時情報共有システム」概要と利用方法

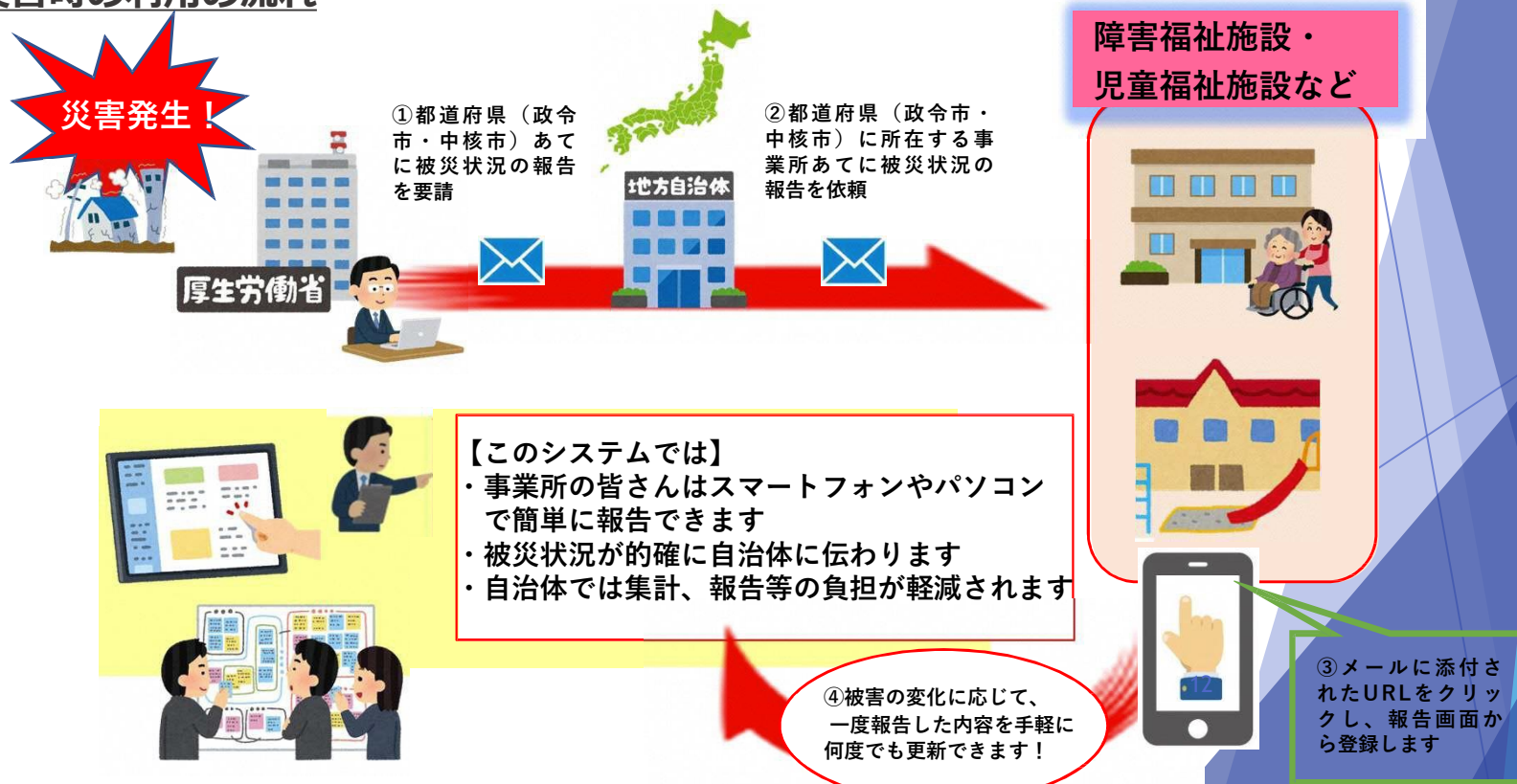
1) 災害時情報共有システムとは

(参考)全国厚生労働関係部局長会議資料

災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、事業所から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2) 災害時の利用の流れ



「災害時情報共有システム」概要と利用方法

3) システムの特徴

1. 災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。国は都道府県（政令市・中核市）を通じ、事業所の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。（アクセスの際にID、PWIは不要です。）
2. 被災状況報告は、同じURLから複数回登録が可能ですので、状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。

4) システムへの登録について ※岐阜市所管事業所を除く

県ホームページ（URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16610.html>）をご覧ください。

電子申請フォームより、災害時情報共有システム登録の必要事項をご回答ください。

? 困ったときは…

①被災状況報告指示メールを紛失してしまった！システムにアクセスできない。

→以下URL（<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>）にて、メールアドレス欄に施設 連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先を入力して、「被災状況登録メール送信」をクリックすると、メールを受信できます。

②システムからの連絡用メールアドレスや、災害時緊急連絡先の変更をしたい。

→①のURLからメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」をクリックすると、施設情報更新申請用メールを受信できますので変更申請をします。（操作説明書①と同じページを参照）

④令和7年度に義務化される事項について



令和7年度に義務化される事項の概要

	項目	対象サービス	内容	義務化開始	未実施の場合の減算
1	地域連携推進会議の定期的な開催	施設入所支援 共同生活援助	①地域連携推進会議の年1回以上の開催 ②議事録の作成と公表 ③年1回以上の事業所見学の際の提供	R7.4.1～	—
2	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定 ②研修の実施 ③訓練（シミュレーション）の実施	R6.4.1～	R7.4.1より全サービス対象（経過措置終了）
3	支援プログラムの公表	放課後等デイサービス 児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援	①支援プログラムの策定 ②支援プログラムの公表 ③県への届出	R7.4.1～	R7.4.1～

（その他）【自己評価結果等未公表減算】

※令和7年4月1日から**保育所等訪問支援**にも適用されます。

①地域連携推進会議の定期的な開催

(対象：施設入所支援、共同生活援助)

＜地域連携推進会議の設置＞

- ①年1回以上、事業所の運営状況を報告するとともに必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
- ②会議での報告・要望・助言等についての議事録を作成、公表すること。議事録は5年間保存すること
- ③年1回以上、構成員が事業所を見学する機会を設けること。

※複数の共同生活住居（サテライトを含む）を設置している場合は、住居ごとに見学する機会を設けること

◆地域連携推進会議（会議の構成例）

- 地域の関係者を含めた外部の方が参画し、施設と地域等が連携することにより地域との関係づくりやサービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護等を実現するための会議体。
- 利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する方や市町村の担当者などにより構成

◆ 4つの目的

- ・利用者と地域の関係づくり
- ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

参照：厚生労働省において令和5年度に作成された『地域連携推進会議の手引き』等をご確認いただき、地域連携推進会議の開催などにお取り組みいただきますようお願いいたします。

『地域連携推進会議の手引き』等については、以下の厚生労働省ホームページを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

①地域連携推進会議の定期的な開催

(対象：施設入所支援、共同生活援助)

＜地域連携推進会議及び住居訪問等に代える措置について＞

地域連携推進会議の設置等に代えて、サービスの第三者評価等の実施を行うことも可能。

⇒「岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会」が認証する第三者評価機関による評価が対象。
評価を希望される事業者は、ホームページ記載の各第三者評価機関へお問い合わせください。

●岐阜県福祉サービス第三者評価事業推進審議会ホームページ

ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6536.html>

※第三者評価機関においておおむね1年に1回以上評価を受け、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存すること。

【その他留意事項】

(1) 会議の構成員として、「市町村担当者等」については、所在市町村に多数の施設等がある場合等、毎回の参画は難しい場合もあるため任意です（可能な範囲で参加が望ましいです）。

(2) 会議は、対面実施、見学は施設等への現地訪問を原則としつつ、構成員の都合により、オンラインで行うことも可能です。

(3) 会議の設置は、指定を受けた事業所単位となります。会議の開催は、指定を受けた事業所単位で開催することが基本ですが、事業所において、複数の共同生活住居を設置している場合には、その共同生活住居ごとに年1回以上、地域連携推進員が訪問する機会を提供してください。

②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

(1) 業務継続計画の策定

◆ 感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画を策定すること。

※業務継続計画には、下表の項目等を記載してください。

※各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

(次スライドに厚生労働省HPのURLを掲載しています。)

※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。

感染症に係る業務継続計画	災害に係る業務継続計画
(ア)平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、装備品の確保等）	(ア)平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
(イ) 初動対応	(イ) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
(ウ) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	(ウ) 他施設及び地域との連携

②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

※業務継続計画の策定については厚生労働省HPにおいて、業務継続計画の作成を支援するための研修動画及びガイドライン等が紹介されています。自然災害編と新型コロナウイルス感染症編に分かれて掲載されています。以下のWAMNETのホームページを参照ください。

URL:<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>

The screenshot shows the WAMNET homepage with a navigation bar and a main content area. A sidebar on the left is labeled '障害福祉サービス事業所' (Disability Welfare Service Facility). The main content area has a header '研修動画及びガイドライン等 (厚生労働省へリンクします)' (Training Videos and Guidelines, etc. (Link to Ministry of Health, Labour and Welfare)). Below this is a table with two columns: '項目' (Item) and '内容' (Content). The table is divided into two sections: '研修動画' (Training Videos) and 'ガイドライン等' (Guidelines, etc.).

項目	結論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
研修動画	1: BCPとは	2: 共通事項	
		3: 入所・入居系	
		4: 通所系	
		5: 訪問系	
		6: BCPを現場で活用するポイント	
		ガイドライン等	業務継続ガイドライン(PDF) 様式ツール集(Excel) ひな形(入所・入居系)(Word) ひな形(通所系)(Word) ひな形(訪問系)(Word)

業務継続計画策定に係る研修動画（該当サービス）をご視聴ください。

業務継続計画ガイドライン及びひな形を参照いただき、事業所ごとの業務継続計画を策定してください。

②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

(2) 業務継続計画の周知及び定期的な研修・訓練の実施

- ◆ 研修において、業務継続計画の具体的内容を職員に共有すること。
- ◆ 訓練において、事業所内の役割分担の確認や、感染症や災害の発生時に実践する支援の演習等を実施すること。
- ◆ **全従業者に対して実施**すること。
- ◆ 定期的に実施 **(年1回以上(入所施設では年2回以上))** すること。
- ◆ 研修・訓練の**実施記録を作成**すること。

(3) 業務継続計画の定期的な見直し

- ◆ 業務継続計画において、あらかじめ役割分担を明確にし、情報を正しく把握した上で、意思決定者から指示できる仕組みが必要。
(例) 各担当者を決めておく、連絡先を整理する、必要な物資を整理しておく、事業所内で共有する等
- ◆ 研修・訓練で生じた課題を踏まえて、定期的に見直すこと

居宅介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービスについても**令和7年度から減算適用**

③支援プログラムの公表

(対象：児童発達支援、放課後等デイサービス)

◆事業所の支援プログラムの作成・公表

- ・指定基準の規定に基づき、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、公表すること。
- ・公表は、インターネットの利用その他の方法により、広く公表すること。
- ・公表方法、公表内容について、県に届け出ること。

公表の義務化（令和6年4月1日～）、減算適用は令和7年4月1日から

（届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算）

【支援プログラム未公表減算】

減算額：所定単位数の**15%減算**

減算期間：届出がされていない月から解消した月まで適用

⑤就労選択支援について

就労選択支援に係る関係政令・省令・告示や、事業の実施上の留意事項などを定めた通知等について、令和6年度内を目途に厚生労働省より公布・発出される見込みです。

就労選択支援の指定申請に係る申請書類等とあわせて、改めて通知します。



就労選択支援

関連資料 4

○ 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
 - ※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
 - ※ 令和9年4月以降は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

○ サービス内容

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
- 具体的には、以下のプロセスを実施する。
 - 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
 - アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
 - アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
 - 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。
- 支給決定期間は原則1ヶ月とする。

○ 主な人員配置

- 就労選択支援員 15:1以上
- ※ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
- ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- ※ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

○ 報酬単価

基本報酬

就労選択支援サービス費 1,210単位/日

主な加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

主な減算

特定事業所集中減算 200単位/日 (※所定単位数から減算)

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

就労選択支援の法令事項

法の条文

※ 第13項を新設

第五条 (略)

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

公布済みのもの

<障害者総合支援法施行規則> ※令和6年1月25日公布

①主務省令で定める者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

②主務省令で定める事項

- 障害の種類及び程度/就労に関する意向/就労に関する経験/就労するために必要な配慮及び支援/就労するための適切な作業の環境/その他適切な選択のために必要な事項

③主務省令で定める便宜

- 障害福祉サービス事業を行う者その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整 等

④その他

- 支給決定の有効期間：1か月又は2か月のうち市町村が定める期間 等

<基準省令> ※令和6年1月25日公布

○人員基準

- 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする 等

○運営基準

- 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする 等

<報酬告示> ※令和6年3月15日公布

就労選択支援サービス費：1,210単位/日、特定事業所集中減算：200単位/日 等

今後公布予定のもの

<政令> ※令和6年度中に公布予定

施行期日：令和7年10月1日

<告示> ※令和6年度中に公布予定

基準省令において、就労選択支援員の要件を「厚生労働大臣が定めるもの」と規定しており、当該要件を規定する（就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする等。詳細後述）

※ 上記の他、就労選択支援の創設に伴う所要の規定の整備を行うため関係政令・省令・告示を改正予定であり、令和6年度中に公布予定

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改定)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
- ※ 令和9年4月以降は、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 **1,210単位/日**
- 特定事業所集中減算 **200単位/日**

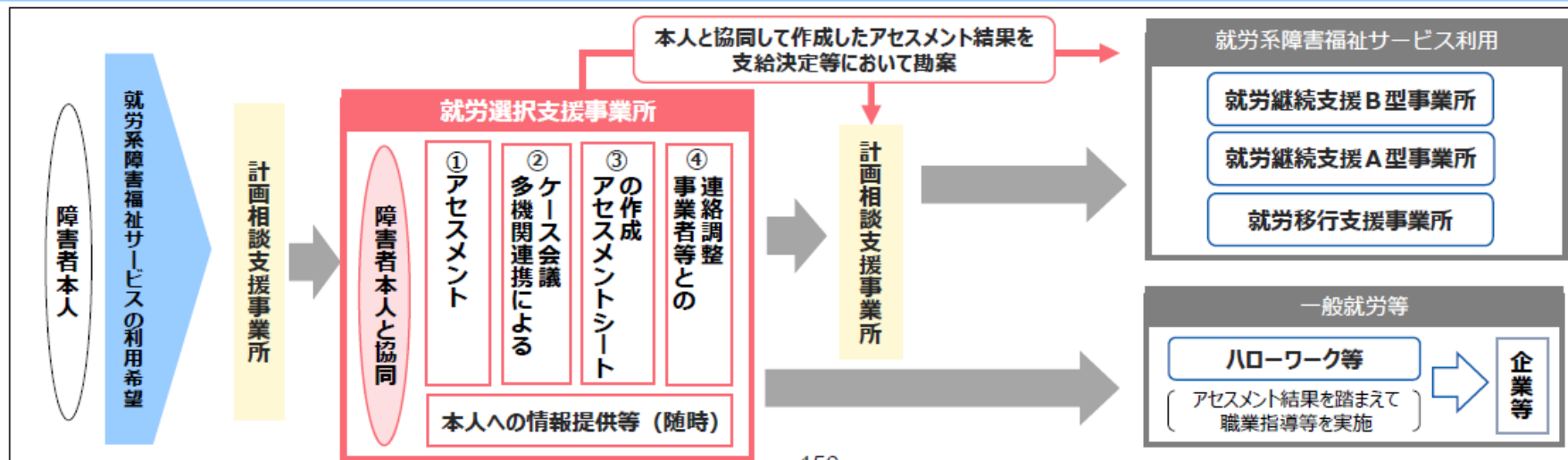
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改定)

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15 : 1 以上**
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績（注）が通算5年以上あることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

（注）「障害者の就労支援分野の勤務実績」は、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）



特別支援学校等における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

⑥令和7年4月の体制届の取扱い

(前年度または前年度末日の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるもの)



年度当初に必要な届出

○介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書については、通常、算定を開始する前月の15日以前に提出された場合には、翌月1日から算定することとされています。

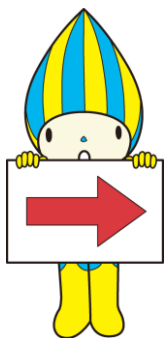
ただし、前年度または前年度末日の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるものについては、県が指定する期限までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4月1日に遡っての算定を認めることとしています。
該当がある場合は、下記により遅滞なく届出いただきますようお願いします。

提出期限:4月15日(火)(消印有効)

○ 年度当初の点検を要する報酬・加算等(前年度の実績が算定要件)
前年度の実績が報酬・加算の算定要件とされているものについては、年度当初において必ず自己点検を行ってください。自己点検を行った結果、変更がある場合は、県が指定する期日までに届け出てください。なお、必要に応じて提供いただく場合がありますので、届出の有無にかかわらず、前年度実績に基づいた見直し結果の積算資料は必ず保管してください。

※詳細については、令和7年3月26日(水)付け「令和7年度介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について(通知)」を発出しておりますので、ご確認ください

⑦福祉・介護職員等処遇改善加算について



福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概 要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
就労継続支援 B 型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
● 四角形の領域切り取り(R)
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	新加算（Ⅰ～Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 - 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 - 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 - 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） - 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

※ 計画書等の新様式・計画書及び実績報告書の提出については、別途通知します。

今後のスケジュール・通知の掲載箇所について

・今後のスケジュール

3月19日（水）：令和7年度処遇改善計画書（新様式）等を通知

4月15日（火）：令和7年度処遇改善計画書の提出期限

⇒旧様式の使用は不可。

⇒4月、5月分の処遇改善加算を算定する場合は、**継続、新規を問わず、4月15日までに令和7年度処遇改善計画書（新様式）を提出**してください。

⇒期限より遅れた場合は、通常のと扱いと同様、前々月末日までに提出のあったものについて、翌々月から算定開始となります。（4月16日提出⇒6月1日より算定）

・通知掲載箇所（提出方法、様式等はこちらをご確認ください）

○岐阜県ホームページ

トップ＞子ども・女性・医療・福祉＞障がい者＞障がい福祉サービス事業等
事業者向け情報＞指定事業者の皆様への通知・照会等＞令和6年度

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/358458.html>

○通知216.令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算に関する届出等について(R7年3月19日)

⑧障害福祉人材確保・職場環境 改善等事業について



【〇障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名: 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)

令和6年度補正予算

・障害福祉全体(障害児(こども家庭庁分)含む) 343億円
・障害者のみ(厚労省分) 258億円

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

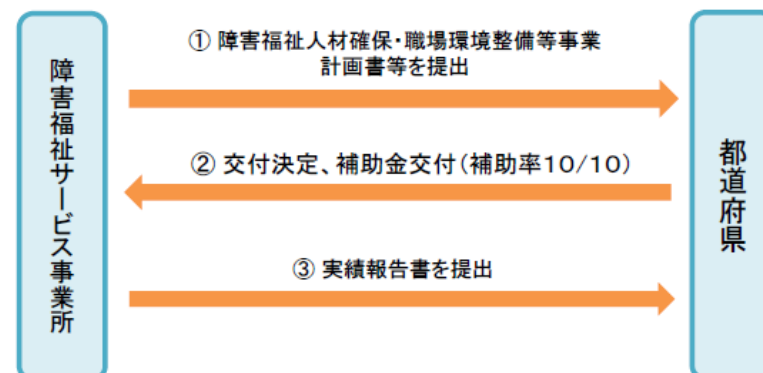
③ 施策の概要

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。
※2 間接支援業務に従事する者を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など
※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

■支給対象

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所
 - (2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所
- <取組>
福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。 0

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり54,000円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援	12.7%	・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助	5.5%
・ 生活介護	7.2%	・ 共同生活援助(介護サービス包括型) ・ 共同生活援助(日中サービス支援型) ・ 共同生活援助(外部サービス利用型)	9.4%
・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護	13.6%	・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援	9.6%
・ 自立訓練(機能訓練) ・ 自立訓練(生活訓練)	7.9%	・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設	16.6%

※ 地域相談支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

障害福祉サービス等事業所の皆さま、障害福祉現場で働く皆さまへ

「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」のご案内

Q1. どのような補助金なの？

A1. 福祉・介護職員の賃上げ等を目的とする補助金です。

- 障害福祉サービス等事業所に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、**全額を福祉・介護職員等の人件費(一時金等)の引上げ又は職場環境改善(間接支援業務に従事する者を募集するための経費、研修費等)に使うことを要件とした補助金を創設**します。

Q2. 補助金の額はどのように定められるの？

A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。
算定式の「加算減算」には、福祉・介護職員処遇改善加算分等が含まれます。

基準月の総報酬
({基本報酬+加算減算} × 1単位の単価)



交付率



補助額

- 基準月は、**原則として令和6年12月**ですが、他の平常月と比較して著しく低いなどの場合、事業所の判断により、**令和7年1月、2月又は3月の任意の月**を対象月とすることができます。
 - これにより、**標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり5万4千円相当の補助金**が交付されます。
- ※ このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況、補助金の使途などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、**一律で5万4千円の人件費の引き上げを行うものではありません。**

Q3. 補助金の申請手続きは？

A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。
※ 障害福祉サービス等報酬関係で政令指定都市・中核市に届出を行う事業者も、**この補助金の申請先は都道府県**です。
- 福祉・介護職員等処遇改善加算の申請様式と一体化した様式を用いて申請様式の記入をすることはできますが、**補助金の申請先は都道府県であり、処遇改善加算の申請先が指定権者**ですので、**それぞれ提出が必要**です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。**計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成**してください。
- 補助期間終了後、事業者は**都道府県に実績報告書を提出する必要**があります。
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)
- 今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、各都道府県から行われます。

処遇改善加算 → 都道府県等(指定権者)に届出
今回の補助金 → 都道府県に届出

・今後の想定スケジュール

4月上旬 : 要綱・計画書等を通知

⇒ 4月中に申請受付を開始するように想定

・通知掲載箇所（事業概要等はこちらをご確認ください。）

○岐阜県ホームページ

トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 障がい福祉サービス事業等
事業者向け情報 > 指定事業者の皆様への通知・照会等 > 令和6年度

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/358458.html>

208.障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金の概要について(R7年3月3日)

【事前相談及び申請受付所管課】

- 岐阜県内の市町村(岐阜圏域の市町を除く。)
にある事業所・施設

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁12階

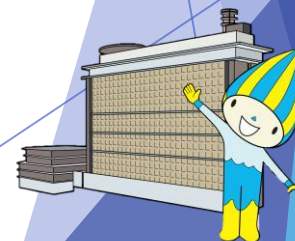
岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係

- 岐阜圏域の市町(羽島市、各務原市、山県市、
瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町(岐
阜市を除く。))にある事業所・施設

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53

OKBふれあい会館第2棟4階

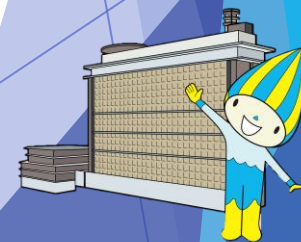
岐阜県健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課
地域福祉第二係



お願い

障害福祉サービス事業所等 の関係者の方々へのおねがい

お手数をおかけしますが、変更届や
体制届等の提出以外のご用件につ
きましては、事前に担当者へメール
や電話によりご連絡いただき、日程
を相互調整いただいたうえで来庁を
お願いいたします。



岐阜県のホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/545.html>

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [法令・計画等](#) > 障害者総合支援法等

障害者総合支援法等

記事ID : 0000545 2020年10月19日更新 ■ [障害福祉課](#) ■ [印刷ページ表示](#) ■ [大きな文字で印刷ページ表示](#)

障害者総合支援法・児童福祉法関係

指定事業者の皆様への通知・照会等

指定事業者の皆様への通知文書や依頼文書を掲載しています。

[指定事業者の皆様へ](#)

通知・照会等

障害福祉サービス事業所の指定更新について

[指定更新手続きについて](#)

更新申請

指定申請・給付関係様式集

- ・ [申請・様式集（障害者総合支援法関係）](#)
- ・ [申請・様式集（児童福祉法関係）](#)
- ・ [運営規程集](#)
- ・ [事故・事件等対応](#)

申請・変更届・体制届 等の様式

事故報告

指定申請・給付関係様式集

- [申請・様式集（障害者総合支援法関係）](#)
- [申請・様式集（児童福祉法関係）](#)
- [運営規程集](#)
- [事故・事件等対応](#)
- [被災状況報告](#)
- [厚生労働省等通知](#)
- [障害支援区分](#)
- [障害者総合支援法](#)
- [指定基準等の条例](#)
- [実地指導・監査](#)
- [関係担当者会議・事業者向け説明会等](#)
- [業務管理体制の整備](#)
- [研修](#)
- [指定事業所台帳](#)

基準条例

研修関係

就労支援等の事業に関する会計処理

[就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて](#)

就労支援等の事業に関する
会計処理の取扱い

加算状況

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [障害福祉サービス事業等](#) > 事業所一覧

事業所一覧

記事ID : 0026315 2021年3月9日更新 [障害福祉課](#) [印刷ページ表示](#) [大きな文字で印刷ページ表示](#)

指定障害福祉サービス事業所等一覧表

岐阜県内における障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の一覧表（令和3年3月1日現在）です。

[指定障害福祉サービス事業所等一覧表（令和3年3月1日現在）](#) [Excelファイル/1.45MB]

介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（令和2年度）

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の介護給付費等算定に係る体制状況をExcelデータで提供しています。

当該データをもとに、岐阜県国民健康保険団体連合会に事業所情報が登録されていますので、請求事務の参考にしてください（令和3年3月8日更新）。

なお、登録データに誤り等がある場合は、県障害福祉課までご連絡ください。（誤ったまま国保連請求を行うと、支払いができなくなる場合や、後日、給付費返還いただく場合もありますので、ご注意ください。）

また、岐阜市内に所在する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所については、岐阜市長が指定権限を有するため掲載しておりません。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設 ※R3年3月8日更新

1. [指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護](#) [Excelファイル/5.21MB]

**報酬の状況を確認
してください。**

介護・福祉の仕事 お悩み相談

サポートダイヤル

相談無料

秘密厳守

匿名可

職場の人間関係が
うまくいかない

これって
ハラスメントかな？

身近に相談出来る
人がいない

コロナ禍での仕事に
ストレスを感じる

こころの
モヤモヤ

納得できるケアが
できない

ひとりで悩まず話してみませんか？



専用
ダイヤル

058-273-2715



まずはお気軽にお電話ください。

HP: <https://www.fukushijinza.jp/worker/#support> 詳しくは [福祉人材総合支援センター](#) 🔍 検索

メールや相談フォームからでもご相談いただけます

mail: support-2715@winc.or.jp

相談フォームはこちら



相談時間 9時00分～17時00分 (土・日・祝日・年末年始を除く)
(12:00～13:00を除く)



岐阜県
「社会福祉協議会」
ともこ

所在地

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
福祉人材総合支援センター

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号
岐阜県福祉・農業会館3F

●JR岐阜駅・名鉄岐阜駅より岐阜バス「OKBふれあい会館」下車 徒歩5分
●JR西岐阜駅より西ぎふくるくるバス「福祉・農業会館南」下車すぐ

岐阜県
社会福祉協議会



ご清聴ありがとうございました。
続いて、各サービス編、虐待防止、
研修計画のご視聴をお願いします。

